

国民年金保険料の未納を防ぐために…

# 免除・納付猶予制度の申請を！

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

## ① 免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

## ② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

免除を受けるための「所得」の目安

【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類 全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	172 (257)	202 (300)	242 (357)	282 (407)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	102 (157)	126 (191)	166 (248)	206 (305)
単身世帯	67 (122)	88 (143)	128 (194)	168 (251)

( ) 内は収入額

\* 表は標準的なモデルをもとに計算しています。

\* 所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

### 【学生の方は、学生納付特例をご利用ください】

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（学生納付特例に該当する方は、上の①②の申請はできません）

手続き方法は日本年金機構ホームページでご確認ください。

## ■ 免除・納付猶予制度の申請方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

### ● マイナポータルを利用した電子申請

① マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。

② マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。

「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続に進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

③ 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続き及び申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



## ■ 過去2年までさかのぼって免除申請ができます

平成26年4月より、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## ■ 未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…		計算される	計算される(注1)	計算される(注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

● 全額免除の場合…2分の1

● 3/4 免除の場合…8分の5

● 半額免除の場合…4分の3

● 1/4 免除の場合…8分の7

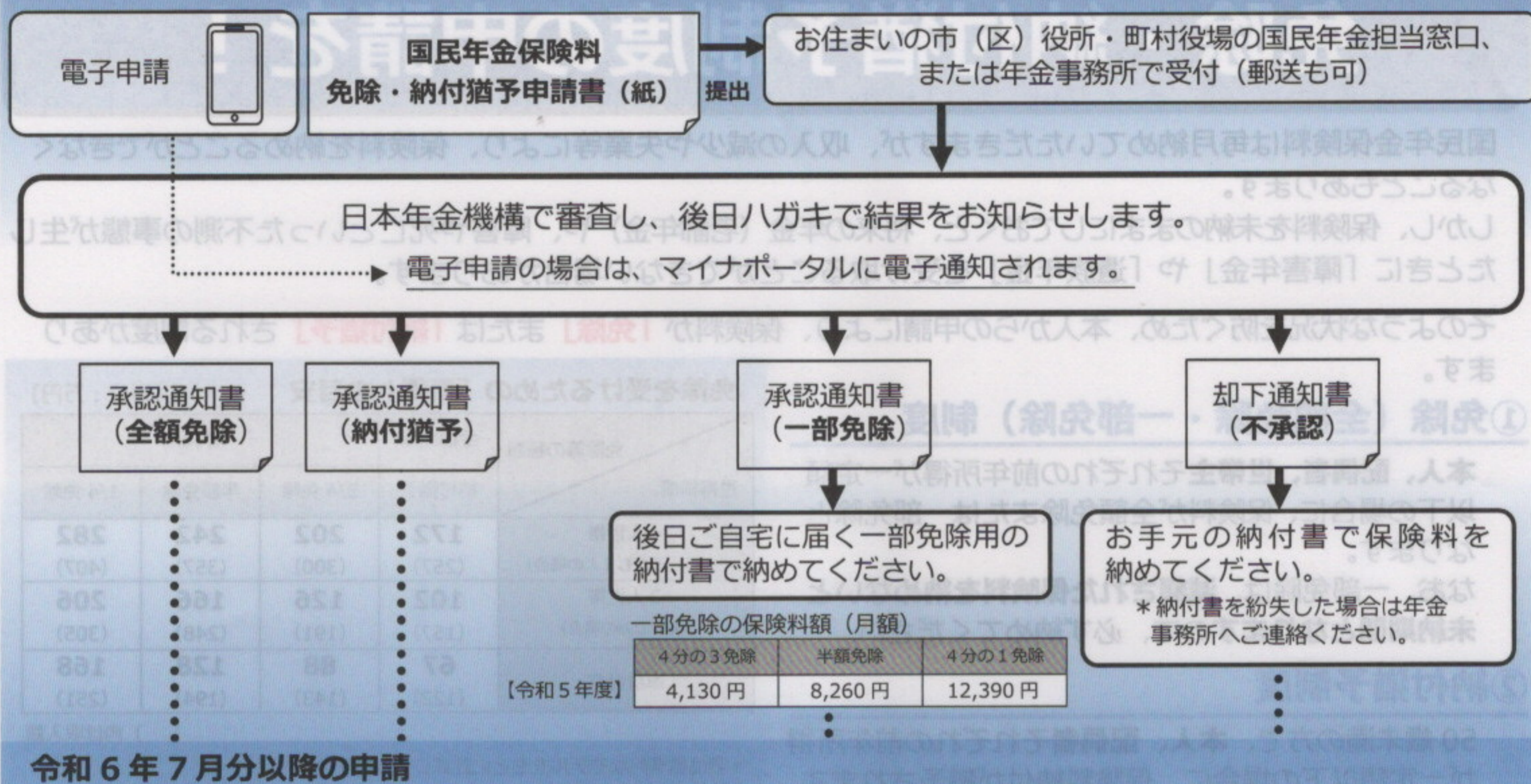
\* 平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

「全額免除」…3分の1、「3/4 免除」…2分の1、「半額免除」…3分の2、「1/4 免除」…6分の5

(注2) 「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を超えると、時効により納めることができなくなりますので、ご注意ください。

## 【申請手続きの流れ】

令和5年7月～令和6年6月分の申請（審査期間中に行き違いで催告状等が届く場合もありますのでご了承ください。）



令和6年7月分以降の申請

令和5年度の申請時に、継続を希望している場合は、申請しなくても審査されます。継続を希望していない場合は令和6年7月以降にあらためて申請してください。

令和6年7月以降にあらためて申請してください。

詳しくはこちら

## ご希望により、2年目からは免除・納付猶予申請が不要となります

全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合は、申請が不要となります。ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

- \* 翌年度以降は、毎年日本年金機構が審査を行い、審査結果を通知します。審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。
- \* 審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除に該当する場合には、あらためて申請が必要です。

## ■ 免除期間の保険料は、あとから納めることができます

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

- \* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。
- \* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

## ■ 産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

● 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

\* 出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

● すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

免除、追納及び産前産後免除に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>